

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて

(平成 27 年 3 月 23 日財発-689)

1 次の(1)または(2)のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。

(1) 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。

(2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで(災害復旧工事等(災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。)が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで)とする。

ア 市発注工事又は県発注工事であること。ただし、県発注工事については、当該県が兼務を認めた場合に限る。

イ いずれも工事現場がにかほ市内であること。

ウ いずれも請負金額が4,000万円未満(建築一式工事の場合は8,000万円未満。)の工事であること。又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

2 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人の兼務申請書」(以下「申請書」という。)を発注者に提出し、承認を得るものとする。

3 発注者は受注者より申請書の提出があった場合、その内容が1の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、様式2によりこれを承認する。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではない。

4 上記3により承認を受けた後、契約変更等により上記1の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

5 既に現場代理人が配置されている工事を含む場合にあつては、当該現場代理人の変更は認めない。

(令和5年9月7日財発-308 一部改正 (令和5年10月1日から施行))

この改正による改正後の規定は、令和5年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。